

# 施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業のご案内

## 1 趣 旨

燃油価格高騰の収束が見通せない中、燃油使用量の削減による省エネルギー化に計画的に取り組む施設園芸農家等を緊急的に支援します。

## 2 概 要

項 目	内 容
申 請 期 間	令和5年1月10日（火）から令和5年1月20日（金）
交付対象者の要件	<input type="checkbox"/> 園芸用施設において、燃油を用いて加温を行い、野菜類、花き類、果樹類を生産し、それらを販売していること。 <input type="checkbox"/> 令和4年度施設園芸等燃料価格高騰対策事業「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入していること、又は、令和5年度に加入すること。 <input type="checkbox"/> 支援期間に園芸用施設において、燃油を用いて加温を行いかつ支援金の交付を受けた後も当該営農を継続すること。
対 象 燃 油	園芸用施設の加温に供するため、対象期間中に購入したことが証明できる <b>A重油</b> 及び <b>灯油</b> が対象です
支 援 単 価	1リットル当たり <b>A重油 13.7円 灯油 14.5円</b>
交 付 額	<b>燃油数量 × 支援単価</b> （支援額は1円未満切り捨て）
燃 油 数 量	<b>【基本】</b> 令和3年10月から令和4年3月の期間に購入したことが証明できる <b>燃油数量の合計</b>  <b>【その他】</b> 上記期間の一部又は全部の期間に、園芸用施設において、燃油を用いた加温により営農した実績がない者は次の(1)と(2)の合計により算定した数量 (1)令和4年10月から12月までの期間に購入した数量の合計 (2)令和4年12月に購入した数量に要綱別表2に掲げる品目ごとの係数を月ごとに乗じた数量の合計 ただし、令和4年12月購入実績がない場合は令和5年1月に購入した数量に要綱別表3に掲げる品目ごとの係数を月ごとに乗じた数量の合計

支 援 期 間	令和4年10月1日から令和5年3月31日
申 請 方 法	<p>申請手続きは最寄りのJAへ</p> <p>&lt;申請に必要な書類&gt;</p> <p>①交付申請書兼実績報告書兼請求書</p> <p>②燃油購入実績根拠書類（納品書、領収書等） （購入年月日、油種、購入数量、購入者が確認できる書類）</p> <p>③誓約書</p> <p>④施設園芸農家であることが確認できる書類</p> <p>⑤本人確認書類</p> <p>※別添④～⑤は、農業協同組合で確認ができる場合は、省略可能です。</p>

### 支援金の計算例

- (1) 【基本】 令和3年10月から令和4年3月までの期間に園芸用施設において、燃油を用いた加温により営農した実績がある者

R3.10月～R4.3月のA重油購入数量が20,000L

$$\text{支援金} = 20,000 \text{ L} \times 13.7 \text{ 円/L} = 274,000 \text{ 円}$$

- (2) 【その他】 令和3年10月から令和4年3月の一部又は全部の期間に園芸用施設において、燃油を用いた加温により営農した実績がない者  
(例) 令和4年9月から加温施設でトマト生産を開始

A重油購入数量がR4.10月1,000L、R4.11月3,000L、R4.12月6,000L

①R4.10月～12月分A重油：10,000L

②1月分A重油：6,000L × 1.62 = 9,720L

③2月分A重油：6,000L × 1.16 = 6,960L

④3月分A重油：6,000L × 0.38 = 2,280L

要綱別表2の係数を乗じて算出  
係数は品目月別で異なる

A重油合計（①+②+③+④） = 28,960L

$$\text{支援金} = 28,960 \text{ L} \times 13.7 \text{ 円/L} = 396,752 \text{ 円}$$

事業に関する問い合わせ先

申請手続きは最寄りのJAへ

JA静岡中央会 農政営農部

TEL054-284-9620

静岡県経済産業部農業局 農芸振興課 野菜振興班

TEL054-221-2732

